

〔資料〕

人道的理由で使用の禁止又は制限の対象

となる焼夷兵器その他の特定通常兵器(二)

——国連事務総長の報告書——

楠 美 智 子
竹 本 正 幸

目 次

- 一 序 論
- 二 武力紛争において適用される国際人道法の再確認と発展に関する外交会議第四会期
 - A 作業 組織
 - B 作業部会の作業
 - 1 レントゲン光線による発見が不可能な破片
 - 2 地雷及び擬装兵器
 - 3 焼 夷 兵 器
 - 4 他のタイプの兵器
 - 5 作業部会の報告書
 - C 外交会議における特定通常兵器に関する作業の追跡調査
 - D 通常兵器に関するアド・ホック委員会の全体会議における審議
 - E 外交会議第四会期における審議

1 ダムダム弾に関するフィリピン提案

2 追跡調査問題

付 録

一 通常兵器に関するアド・ホック委員会作業部会

オーストリア、デンマーク、フランス、メキシコ、オランダ、イギリス、スペイン、スウェーデン

及びスイスが提出した地雷と擬装兵器に関する諸提案

二 若干の通常兵器の使用の禁止又は制限についての追跡調査に関する外交会議の決議第二(W)

一 序 論

一、決議31/64の第三項により、国連総会は、「武力紛争において適用される国際人道法の再確認と発展に関する外交会議」に出席するよう招待された事務総長に対し、その決議に関連のある外交会議第四会期の作業について、総会第三二会期に報告するよう要請した。この決議は、人道上の理由から、焼夷兵器その他の特定通常兵器（過度の危害を与え、又は無差別な効果をもつと思われる兵器を含む）の使用を禁止又は制限するという問題についての、外交会議での審議を扱っていた。

二 総会は、第二八、二九、三〇会期において、外交会議の最初の三会期（スイス政府の主権により、ジュネーブで開催）に関する事務総長への同様の要請を含む決議三〇七六（XXVII）、三二五五（XXIX）、及び三四六四（XXX）を採択し、これら決議に関連する三回の会期の諸側面については、事務総長によってその報告書（それぞれ A/9726、A/10222、及び A/31/146）の中に述べられた。若干の通常兵器の使用に関する政府専門家会議第一、第二会期（一九七四年末にルツェルン、一九七六年初めにルガノで開催）の諸側面についても、第二、第三報告書（A/10222 と A/31/146）の中に述べられた。

三 この報告書は、総会決議(S/14)に従って提出されたものであり、決議に関連のあるその年度内には他の重要な進展が何ら見られなかったので、最終の外交会議第四会期のみに関するものである。

二 武力紛争において適用される国際人道法の再確認と発展に関する外交会議第四会期

(一九七七年四月一日から六月一〇日までジュネーブで開催)

A 作業組織

四 外交会議第四会期の作業は、焼夷兵器その他の特定通常兵器の使用を禁止または制限するという問題に直接かつ実質的な関連を有するものであり、そのほとんどは、以前の会期同様、通常兵器に関するアド・ホック委員会(時に、第四委員会とも呼ばれた)で行なわれた。今会期において、委員会は一九七七年四月一九日に、最初の会合を開き、この日以後、一九七七年五月二四日まで(都合七回の全体会議を開催し、五月二四日には、報告書(CDDH/IV/225, CDDH/408(修正))を採択して閉会した。しかしながら、この年初めて、アド・ホック委員会の作業部会が設置せられ、四月二六日から五月一九日までに九回の会合を開いた。外交会議は、アド・ホック委員会のために新しい議長を選び、委員会も新しい報告者を選んだが、二人の副議長に変更はなかった。その結果、アド・ホック委員会の役員としては、次の人々が選ばれた。

議長 Mr. Hector Charry Samper (ノルウェー)

副議長 Mr. Houchang Amir-Mokri (イラン)

Mr. Mustapha Chelbi (チリ)

報告者 Mr. John G. Taylor (イギリス)

Mr. Martin R. Eaton (イギリス) (五月六日まで)

五 アド・ホック委員会は、外交会議第四会期のため、次のような作業計画（CDDH/IV/219/Rev. 1）を採択した。

1、作業計画の採択

2、新しい報告者の選挙

3、作業部会の設立、作業部会議長の選挙

4、新提案の紹介、作業部会での作業

5、特定のカテゴリの通常兵器の使用を禁止または制限するという問題の審議、及びこれに関連した作業部会の報告書と諸提案の審議

6、その他の問題

六、作業部会は、以下のような付託事項または委任事項を与えられた（CDDH/IV/221）。

(1) アド・ホック委員会の作業部会は、それぞれ特別な一連の提案について意見の一致した領域と一致しなかった領域を明らかにする目的で、アド・ホック委員会に提示された若干の通常兵器（例えば地雷、擬装兵器、レントゲン光線による発見が不可能な破片及び焼夷兵器）の使用の禁止又は制限に関連した様々な提案を詳細に審議するため設置される。

(2) 作業部会はまた、他のカテゴリに入る通常兵器についての諸提案も審議する。

(3) さらに作業部会は、追跡調査（follow-up）問題を審議し、審議のためそれをアド・ホック委員会に提出する。

(4) 作業部会の諸会合には、すべての外交会議参加者が参加できる。

七 作業部会の付託事項案（CDDH/IV/220）の問題についての討議では、三種類の兵器の特定カテゴリは、すでに最も大き

人道的理由で使用の禁止又は制限の対象となる焼夷兵器その他の特定通常兵器（⇒ 一九一（五二九）

な進歩をとげており、詳細な提案も提出されたため、それらへの言及がなされたという説明があった。付託事項はまた、通常兵器のその他のカテゴリーについての討議を認めていることが指摘された。作業部会は、検討機構がその時点までに締結されていなかった協定に主として関係しているため、付託事項案に提案されているような検討機構について討議する必要はないこと、しかし、作業部会は、将来の追跡調査、すなわち、外交会議第四会期以後この問題についてとられることのある措置を討議し、またアド・ホック委員会の審議のために、この事項に関する勧告を提出する権限を与えられなければならないということで合意した。

八 アド・ホック委員会の報告者であるテイラー氏（イギリス）が、作業部会の議長に選ばれたが、五月六日までは、イートン氏（イギリス）が代行した。

B 作業部会の作業

九 作業部会での討議の大半は、特に付託事項の中で述べられている通常兵器の三つの特定カテゴリー（すなわち、(イ)レントゲン光線で発見不可能な破片、(ロ)地雷及び擬装兵器、(ハ)ナバーム弾を含む焼夷兵器）に集中した。この問題で意見の一致した領域と一致しなかった領域を明らかにするという委員会からの委任事項に関しては、できる限り共通の基盤を見出すべきであり、もしそれらが明らかに矛盾するようであるならば、作業部会は、意見の一致しなかったことだけを記録にとどめることで合意した。

1 レントゲン光線による発見が不可能な破片

一〇 作業部会は、レントゲン光線による発見が不可能な破片の問題についての提案 (CDDH/IV/210 and Add. 1 and 2. オーストリア、デンマーク、メキシコ、ノルウェー、スウェーデン、スイス、及びユーゴスラヴィアが外交会議の前会期に提出し、後にコロンビアとスペインも共同提案国となった) が、一つしかなかったこと、また、以前の討議で、この提案に広範囲にわたる合

意があると思われたので、まずこれを討議した。この提案は、人体内でレントゲン光線による発見が不可能な破片による損傷がその第一次効果であるすべての兵器の使用禁止を求めたものであった。

一一 作業部会へのこの提案の提示に際し、共同提案国の一つは、この提案の背後にある根拠については、これが最初に提案された政府専門家会議⁽¹⁾(一九七六年初め、ルガノで開催)、及びアド・ホック委員会の一九七六年会期ですでにくわしく説明したと述べた。簡単に要約すると、その理由は、提案の中に述べられている種類の破片がレントゲン光線という通常の医療方法では発見不可能なため、もしそれらを人体内から抽出するとすれば、非常に困難が伴い、時間もかかるため、このような破片は不必要な苦痛を生ずる、ということにある。しかしながら、この提案は、兵器の不可欠な部分——例えば、地雷または砲弾のプラスチック製外被——の使用禁止は求めなかった。但し、そのような兵器の第一次効果が、他の効果(例えば爆裂)よりもむしろ、禁止されたタイプの破片による損傷にある場合は、この限りではない。簡単な討議の後、作業部会は全会一致で、この提案に関して合意の得られる領域を見出した。

(1) Conference of Government Experts on the Use of Certain Conventional Weapons (Second Session-Lugano, 28 January-26 February 1976), International Committee of the Red Cross, 1976 (国連総会第三一二期)の加盟国に入手可能とされた)を見よ。

2 地雷及び擬装兵器

一二 地雷と擬装兵器のカテゴリリーについては、作業部会では二つの提案——一つはデンマーク、フランス、オランダ及びイギリスが共同提案したものの(CDDH/IV/213 and Add. 1 and 2)であり、最初、アド・ホック委員会の一九七六年会期に提出された。第二番めのものは、オーストリア、メキシコ、スウェーデン、スイス、ウルグアイ及びユーゴスラヴィアが共同提案(CDDH

人道的理由で使用の禁止又は制限の対象となる焼夷兵器その他の特定通常兵器 (一) 一九三(五三一)

IV/222 and Add. 1) し、一九七七年五月五日にアド・ホック委員会で提示された——を並行して審議した。後者の提案は、共同提案国に関する限り、この問題でこれら諸国が共同提案した以前の文書すべて (CDDH/IV/201, 209 and 211) によって代わるものであった。

一三 この二つの提案は、以下のことを求めたものであった。つまり、すべての地雷原をできる限り記録しなければならないこと、遠隔散布地雷 (例えば、ロケット、あるいは少なくとも千メートルの距離からの砲弾による) が、無害化装置を装備していないか、それらが散布される地域が何らかのはっきりした方法で標示されていない場合に限り、それらの使用を禁止すること、戦闘が行なわれていない人口密集地域での、手で設置できる地雷及び装置の使用を禁止すること (但し、それらの影響から、文民を保護するための予防措置が講ぜられている場合はこの限りではない)、及び、表面上は無害物であるような爆発性及び非爆発性装置 (例えば擬装兵器) の使用を禁止すること、である。しかしながら、第二提案 (CDDH/IV/222 and Add. 1) は、共同提案国によると、地雷からの一般住民の保護に力点をおいたものであった。若干の基礎的討議の後、共通の単一テキスト (CDDH/IV/GT/4, オーストリア、デンマーク、フランス、メキシコ、オランダ、イギリス、スペイン、スウェーデン及びスイスが共同提案した。その写しは下記の付録一に含まれている) については幅広い合意が得られたが、括弧の中に含まれる若干の議論ある点が残された。

一四 すべての代表団が、共通の立場に達するために共同提案国が行なった努力を歓迎し、貴重な前進があったことを認めたが、若干のものは、提案されたテキストを完全に受諾可能なものとみなすことは依然としてできないと強調した。作業文書を共同提案した中の数カ国を含む、多くの代表団は、特別な点に関するそれら諸国の具体的な留保と疑問を作業部会への報告書の中に記録するよう希望した。しかし、全体として、このような留保は、基本的性格をもったものとは思われず、一般には、これらの提案 (CDDH/IV/GT/4, 下記の付録一を見よ) について、幅広い合意のあったことが認められた。

3 焼夷兵器

一五 兵器の第三の種類、すなわち焼夷兵器に関しては、作業部に六つの提案が提出された。

(1) 第一提案 (CDDH/IV/Inf. 220) —— アフガニスタン、アルジェリア、オーストリア、エジプト、イラン、象牙海岸、レバノン、レソト、マリ、モリタニア、メキシコ、ノルウェー、ルーマニア、スーダン、スウェーデン、スイス、チュニジア、タンザニア連合共和国、ヴェネズエラ、ユーゴスラヴィア及びザイールが、外交会議第二会期に共同提案し、後に、クウェートもそれに加わった——は、主として、目標に対し散布された物質の化学反応で生ずる火炎作用及び（または）熱作用により、目的物に放火できるよう、もしくは人に火傷を与えるよう設計されたすべての焼夷兵器の使用禁止を求めたものであり、この中には、火炎放射器、焼夷砲弾、ロケット、手榴弾、地雷及び爆弾が含まれていたが、滲透効果または破碎効果と焼夷効果を併用した焼夷弾薬と、航空機、装甲車及び類似の目標に対し使用するため特に設計された焼夷兵器を除いている。

(2) 第二提案 (CDDH/IV/217) は、メキシコが提案し、外交会議第三会期に提出されたものであるが、第一提案で禁止されていると同様の、一般的タイプの兵器すべての使用禁止を求めたものであり、この中には、航空機、装甲車及び類似の目標に対し使用される滲透兵器も含まれていた。

(3) 第三提案 (CDDH/IV/207) は、ノルウェーが外交会議の前会期に提出したものであるが、上記の(1)と(2)の提案中に定義されているすべての焼夷兵器を、「人員」及び軍事目標（一九四九年のジュネーブ諸条約⁽²⁾に対する第一追加議定書案第四七条二項）によって軍事目標と定義されていないもの）に対して、または、地上兵力間の戦闘が居住地域で行なわれていない場合、そのような地域に位置する軍事目標に対して使用することの禁止を求めたものであった。

(4) 第四提案 (CDDH/IV/208) は、スウェーデンにより外交会議の前会期に提出されたものであるが、すべての火炎兵器の禁止にとって、実現可能な若干の要求を含んでいた。

(5) 第五提案 (CDDH/IV/223) は、インドネシアがアド・ホック委員会の今会期に提出したものであり、発光体、追撃標識及び信号弾以外の焼夷兵器の使用——但し、そのような対象が、一般住民居住地域内、または、その付近にない場合の軍事目標に対する使用、及び、掩蔽壕、トーチカのような戦場の要害にいる軍人に対する使用は除く——を、すべての場合に禁止するように求めたものであった。

(6) 第六提案 (CDDH/IV/206/Rev. 1) は、オーストラリア、デンマーク及びオランダが、アド・ホック委員会の前会期に提出した提案 (CDDH/IV/206) にかわって、今会期に提出したものであり、市町村、難民キャンプのような「すべての文民密集地域」を、「焼夷弾薬による攻撃目標」とすることの禁止を求めたものであるが、そのような攻撃が他の場合には合法的であるとき、軍事目標への焼夷効果を限定するためにすべての可能な予防措置が講ぜられているとき、及び目標が地上兵力間の戦闘の現に行なわれている、もしくは、差し迫ったように思われる地域に位置しているときは、特定軍事目標に対する攻撃を認めている。

(c) United Nations, *Treaty Series*, vol. 75, Nos. 970-973.

一六 さらに、すべての焼夷兵器の使用禁止を提案した文書 (CDDH/IV/201) を、外交会議第二会期に共同提案した国の一つであるスウェーデンの代表団は、作業部会が全面禁止の方向へ進むべきであると付言した。それは、一九七六年コロンボで開催された第五回非同盟諸国首脳会議が、このようなアプローチ (A/31/197. 付録四、決議一二を見よ) を承認した後に、国連総会も決議31/19でそれをコンセンサスにより採択したからであった。スウェーデンの意見によれば、すべての焼夷兵器禁止の医療上の理由は、一九七六年初めのルガノにおける政府専門家会議で唱えられたように、抗しがたいものであった。スウェーデン代表団はまた、自国の提案 (CDDH/IV/208, 上記一五(4)を見よ) が、効果的に焼夷兵器の対人使用を排除する完全な禁止であることを強調し、部分的制限は、実際の戦闘の緊張の下では破られやすいので、満足のいくものではないと主張した。スウェーデンのこの一般的見解は、他の多くの代表団により支持された。

一七 第六提案 (CDDH/IV/206/Rev. 1 上記一五(6)を見よ) を共同提案している代表团は、現在の状況下では、全面禁止は非現実的であり、それ故、多くの国には受け入れられないとし、これに対して、自国側の提案は、戦時において火炎兵器から文民を保護する現実的方法を提案していると主張した。その他多くの代表团がこの一般的立場を支持した。

一八 第五提案 (CDDH/IV/223, 上記一五(5)を見よ) の提案国として、インドネシアの代表团は、この提案が火炎兵器の使用を文民居住地域外に所在する軍事物質に制限したものであるのに対して、第六提案 (CDDH/IV/206/Rev. 1) は、すべての軍事物質に対する使用を認めていることを強調した。同代表团は、焼夷兵器により引き起こされる火災は不可避的に広がり、抑えることができないから、それら兵器を文民居住地域で使用することを認めるべきであるとは考えなかった。第六提案の共同提案国は、軍事目標に対する一切の攻撃禁止が、攻撃から守るために文民居住地域内にそのような目標をわざと設置するようになること述べた。インドネシアの代表团は、このような目標は他のタイプの兵器で攻撃することができ、また、一九四九年のジュネーヴ諸条約に対する第一追加議定書案の下で、諸国家は、最大限可能な限り、居住地域へのそのような目標の設置を禁止されるようになること答えた。

一九 一代表团は、議定書の中に組み込むことを意図した提案、または兵器制限に関する議定書の採択を想定したいかなる提案をも討議する用意はないと強調した。

二〇 第六提案 (CDDH/IV/206/Rev. 1) は、満足できる点にまで進んでおらず、たとえ討議の有益な基礎になるとしても、不十分であると多くの代表团が考えていることでは全面的な合意があった。他方、カナダ及びイギリスの代表团は、軍事目標に対する人道的理由で使用の禁止又は制限の対象となる焼夷兵器その他の特定通常兵器 (三) 一九七 (五三五)

する焼夷攻撃の可能性を「戦闘地域」——もとは、「地上兵力間の戦闘が行なわれているか、又は差し迫っている地域」であった——に制限するための修正案 (CDDH/IV/GT/7) を提示し、「戦闘の差し迫っている地域」を含めることは、攻撃国にとって有利であり、「戦闘地域」という言葉はすでに外交会議で定義されていると主張した。若干の代表団は、提案された代案を、有益なものではあるが、一層の研究を要すると考えた。他方、一代表団は、「戦闘地域」という言葉が、他の箇所で不明確すぎるとしてすでに拒否されると述べた。

二一 焼夷兵器の禁止に、一層の前進をもたらそうとした様々な意見が検討されたが、その中には、諸々の提案の間の相違点を調和させるために問題を審議する小作業部会の設置を提唱したものが含まれていた。しかし、このような提案には十分な支持が集まらなかった。

二二 焼夷兵器の問題に関する討議の印象を要約して、スウェーデンの代表は、すべての提案を網羅して、この問題を分析的かつ徹底的に討議することが可能であると考へていたため、充分な論議がなかったことを遺憾とした。スウェーデン代表団の意見では、これらすべての提案は、価値のあるものとされ、一層綿密な研究が有益な結果を生み、かつこの問題についての将来の討議の基礎として、考慮されるであろうとの希望を与えるものであった。

4 他のタイプの兵器

二三 他のタイプの通常兵器の中では、気体爆弾 (GAs) と小口径兵器のみが作業部会での具体的提案の対象であった。気体爆弾については、スウェーデンとスイスが、空气中に拡散した物質で起こる爆発雲から生ずる衝撃波に、その効果を依拠している弾薬の使用禁止——但し、地雷原の一掃のように、その目的がもっぱら有体物破壊にある場合は除く——を、諸国家が合意すべき

であるという提案 (CDDH/IV/GT/5) を提出した。同様の提案 (CDDH/IV/215) を外交会議の前会期に提出したと述べた後、共同提案国の代表団は、最近の動物実験によると、気体爆弾の蒸気雲の中にいた人の死亡率が一〇〇パーセントに近く、それらが死の中でも最も残酷なものの一つを生み出すので、それを禁止すべきであると主張した。他方、アメリカ合衆国の代表団は、それらの事実はこちらの兵器に対する禁止又は制限を正当化できないとし、また、自国の代表団はスウェーデンの提案を受け入れることができず、アド・ホック委員会では反論を提出するであろうと述べた。

二四 小口径投射物に関する文書による提案 (CDDH/IV/GT/6) もまた、スウェーデンが提出したものであり、以下のことを提案している。すなわち、諸国家は、(イ)現在最も一般に使われている七・六二ミリ口径のもの以上にひどい損傷を生ずる投射物の生産を禁止し、(ロ)人体を貫通する際、即座に回転し、変形又は分裂する小銃弾、又は過度の速度を有する小銃弾を避け、(ハ)傷害弾道学の分野における国内的、国際的レベルでの研究と実験を継続し、そして、(ニ)外交会議と、赤十字国際委員会の後援の下に開催された政府専門家会議へ提出された提案、及びそれらの会議により遂行された作業を考慮にいれて、武力紛争で過度の損傷を及ぼす小口径投射物の使用を禁止する将来の協定を目的とした作業の継続について合意すべきであるというものであった。作業部会では、この提案はあまり詳細に討議されなかったが、アメリカ合衆国の代表は、それに同意しないとの意思を表明した。

5 作業部会の報告書

二五 作業部会では、具体的な合意は何らなされなかったが、人道上の理由から様々な通常兵器の使用を禁止する問題でとられねばならない将来の行動（一般に外交会議の作業に対する追跡調査といわれている）についての問題は、かなりの重要性を帯びたものであった。しかしながら、その作業の後半において作業部会は、議長の提案で、その関連事項が外交会議の他の委員会での積極的な交渉の主題となつていくとの理由から、追跡調査問題を取り上げないことに決定した。しかし、一般問題に関する論評は、

人道的理由で使用の禁止又は制限の対象となる焼夷兵器その他の特定通常兵器 (一) 一九九 (五三七)

アド・ホック委員会の全体会議で行なわれうることが了解された。これらの論評について、後で述べる。

二六 アド・ホック委員会の外部で生じた追跡調査についての進展については、この問題についての以下の二つの節で報告する。

二七 作業部会は、五月一九日、コンセンサスによりその報告書 (CDDH/IV/224/Rev. 1) を採択した。

C 外交会議における特定通常兵器に関する作業の追跡調査 (第一委員会)

二八 作業部会の作業が進められている間に、エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、イラン、メキシコ、ニカラグア、ナイジェリア、パナマ、フィリピン及びスベインの代表団が、第一委員会の作業部会で、一九四九年のジュネーブ諸条約に対する第一追加議定書案新第八六条の二 (第八六条は、議定書改正のための手続きを扱っている) の提案 (CDDH/I/340) という形で、外交会議における特定通常兵器に関する作業の追跡調査問題を提起した。本質的には、この提案は、議定書又は諸条約の一又はそれ以上の当事国が、「第三三条に基づいて」(同条は、過度の損傷又は不必要な苦痛を生ずる性格を有する兵器の使用禁止を扱っている)、若干の通常兵器の使用禁止のために提出する提案についての勧告を審議し採択するために、三一の当事国から成る委員会の設立を規定していた。第一委員会で後に採択されたこの提案は、さらに以下のことを規定していた。すなわち、委員会は、当事国が被寄託国政府に宛てた「通告」の方法により、公平な地理的配分に基づいて、三年間の任期で選挙されること。被寄託国は、委員会を選挙するために、当事国の会議を召集することができること。委員会は、委員の三分一が要請した時はいつでも開催されねばならず、また過半数によってその勧告を行わなければならないこと。赤十字国際委員会は、委員会の作業に参加し、必要な事務的便宜を提供しなければならないこと。そして、最も重要な点であるが、紛争当事国が戦闘方法の選択について無制限の権利を有しないという原則を実施する協定を採択するために、委員会の勧告に基づいて、被寄託国は、特別会議開催を希望する議定書

又は諸条約の当事国と協議して、そのような特別会議を召集することができること。

二九 第一委員会作業部会Cの報告書の付録(CDDH/I/350/Rev. 1/Add. 1/Rev. 1)の中で、作業部会での討議から、次のことが明らかになったと報告された。すなわち、第八六条の二案の共同提案国による人道上の動機が満場一致で歓迎された。そして、過度の損傷を生むか若しくは無差別な効果をもつと思われる通常兵器の禁止又は制限を行なうために努力することが必要であるが、この望ましい目的をいかにして達成すべきであるかについては、三つの異なった見解があった。一つのグループは、提案された委員会が、有益でも適切でもないと考えた。なぜなら、特に国連総会の特別会期が、その提案に提示された問題を含む軍縮問題を審議するために、まもなく開催されるからであり、また、世界軍縮会議の招集が、依然として実現可能であるからでもあった。さらには、提案された委員会設立という手間をかけずとも、若干の通常兵器の使用制限を審議するための特別会議を招集するという望ましい目的を達成することのできる決議を、外交会議で採択しうる、とこのグループが考えていたからであった。

三〇 しかしながら、提案された新第八六条の二を支持する代表団は、意見の一致した領域を決定するにあたり、外交会議で行なわれた作業の有効性を過小評価することなく、過度の損傷を生み若しくは無差別な効果を持つように思われる通常兵器の使用制限と第一追加議定書案に含まれる関連原則との法的な連関を確立することが必要であると主張した。それ故、アド・ホック委員会の作業の追跡調査がどのようなものであれ、第一追加議定書案の関連規定を発展させ適用させる特別機構の創設が必要であった。このグループはまた、追跡調査問題の短期的解決策として、外交会議による決議の採択が必要かもしれないが、提案されている新第八六条の二に含まれている原則に基礎を置く条項の採択は、武力紛争における国際人道法の枠内でのこの問題に対する長期的解決策を追求するために望ましいであろうと考えていた。さらに、このグループは、アド・ホック委員会の他の活動及び作業が、この問題に著しい貢献をなしていないので、新第八六条の二に関する提案が、その問題についての唯一の解決策であると主張した。

いずれにせよ、この提案におけるアプローチは、外交会議の排他的権限内に属する純粋に人道的なアプローチであり、軍縮をこのアプローチの政治的、経済的側面から扱っている他の組織には関連しないと、このグループは付言した。

三一 一九七七年五月一六日、カナダ、デンマーク、ドイツ連邦共和国及びイギリスの代表団は、外交会議本会議の審議のために、一つの決議案 (CDDH/Inf. 240) を提出した。その本文中で、外交会議は、(1) 通常兵器を関するアド・ホック委員会の報告書及びそれに附随した提案に注目し、(2) 外交会議に出席した諸国政府と国連事務総長に報告書及び諸提案を送付し、(3) 諸国政府と事務総長に対し、これらの文書、国連総会で採択されたこの問題に関する以前の決議、並びに、政府専門家会議第一及び第二会期 (それぞれ、ルツェルンとルガノで開催) の報告書を、早急に考慮するよう要請し、(4) 慎重な準備の上、できる限りすみやかに、特定通常兵器の使用に関する禁止又は制限を求めるため、会議を召集するよう勧告し、(5) 事務総長に対し、一国家によって特別会議が召集される可能性をも含めて特別会議のために最もふさわしい討議の場を設置するため、緊急問題として、諸政府と協議するよう要請し、(6) 提案されている会議が、アド・ホック委員会で行なわれた諸提案を考慮にいれ、特定通常兵器の使用制限についての諸協定及びそのような協定の検討、また将来の合意に関する諸提案審議のための機構についての協定を追求し続けるべきであることを勧告する、というものであった。

(3) 第一会期の報告書 *Conference of Government Experts on the Use of Certain Conventional Weapons* (International Committee of the Red Cross, Geneva, 1975) を見よ。

(4) 第二会期の報告書 *Conference of Government Experts on the Use of Certain Conventional Weapons* (International Committee of the Red Cross, Geneva, 1976) を見よ。

三二 この点について、若干の代表団は、通常兵器に関するアド・ホック委員会がこの追跡調査問題を討議しようとしたが、第

八六条の二案を支持する代表団は、この条項が第一委員会のみで提出されたものであって、もっぱらその委員会の権限内に属するものであるが故に、アド・ホック委員会で討議できないと主張した。しかし、彼らは、討議には参加しないけれども、アド・ホック委員会での論評が一般的な性格のものであるのなら、票決に対する彼らの反対に固執しないことに同意した。

三三 この条項案に反対する若干の代表団は、アド・ホック委員会での作業の成果の一部は、この分野での協定のための慎重に考慮された検討機構の設立であると主張しながらも、アド・ホック委員会の作業を他の討議場で継続することに賛成である、と述べた。しかしながら、彼らは、第八六条の二案に提案されているような対抗機構を設置したり、又は第一議定書案にもっぱらこのような機構を連結させることが望ましいとは考えていなかった。なぜなら、そのような機構が今後の努力を法的基準に集中させ、他の関連要素（政治的、経済的、軍事的考慮というような）を排除する恐れがあるからであった。いくつかの代表団は、軍縮について他の討議場に言及し、問題をそれらの討議場に付託しうると示唆した。また、他の代表団は、すでにルガノでの政府専門家会議で行なわれた検討機構の研究に注意を促し、第一委員会がそこで提案されたいくつかの代案を考慮するよう希望した。一代表の作業団は、第八六条の二案を全く外交会議の権限外のものとみなしており、その提示がアド・ホック委員会の可能な追跡調査について対し、きわめて否定的な影響しか及ぼさなかったと考えていた。しかし、これら代表団は、妥協的解決策を考慮する用意のある旨、表明した。

三四 五月一八日の第一委員会におけるこの問題の討議で、決議案 (CDDH/Inf. 240) の共同提案国は、以下のことを強調した。すなわち、この決議が、提案された第八六条の二の代案であること、その目的は、関連ある協定の追求を継続するという課題を与えられる会議のための、具体的かつ方法的指針を提供することにあること、また、この決議が、特にそのような協定の検討機構設置を推奨していること、であった。彼らはまた、国際連合のような公平で秀でた機関に依拠することが非常に望ましいことであり、ま

た、一致した目的達成のための方法を追求するにあたっては、他の誰にもまして、事務総長がすべての政府の支持を得ることができると主張した。しかしながら、他の代表団は、この決議案の問題は、委員会の議題に上っていないと指摘した。

三五 第八六条の二案の支持者（特にメキシコ）が、上に要約したように、作業部会で主張された議論の線に沿った主張を提示した。メキシコの代表団はまた、自国が特定カテゴリーの通常兵器の使用制限の問題に関する作業を、すみやかに継続するように要請した決議案を提出するつもりであると述べた。

三六 第八六条の二案の正確な文言について合意した後、第一委員会は、これを賛成五〇、反対二七、棄権一三で採択した（CDDH/SR. 77）。委員会はまた、提案された新条項を、新第三三条（過度の損傷を及ぼす諸兵器の禁止を扱っている）の二とするのがよいか、それとも、新第七条（人道法に関する会議召集の問題を扱っている）の二として第一議定書の中に含めるのがより適切であるのかは、起草委員会に委ねるべきであると決定した。

D 通常兵器に関するアド・ホック委員会の全体会議における審議

三七 作業部会の設立に先立って、通常兵器に関するアド・ホック委員会は、全体会議を手短かに開催したが、その諸発言は、主として様々な問題に関する新提案の紹介とそれらに対する一般的反応に関するものであった。重要な論評のほとんどは、作業部会でくり返し述べられ、それについては上ですでに説明した。

三八 様々なカテゴリーの兵器に関する作業部会の作業についての論評から、次のような点が強調されるであろう。

(a) レントゲン光線による発見が不可能な破片

多くの代表団は、作業部会が満場一致で、この問題に関する提案 (CDDH/IV/210 and Add. 1 and 2) について、意見の一致する領域を見出したという事実を歓迎した。

(b) 地雷と擬装兵器

多くの代表団が、この問題での合意に向けて、作業部会でなされた前進を歓迎した。若干の代表団は、主として、異なった見解をもつ様々な代表団のグループが非公式に会合し善意の精神でその食違いをなくする意思を有していることによって、満足な解決が可能になったと指摘した。彼らは、このことが他の分野での模範となりうるようにと希望した。

(c) 焼夷兵器

作業部会の報告書 (CDDH/IV/224/Rev. 1) を提示するにあたり、報告者は、焼夷兵器の使用制限問題全体に対して、諸提案が異なったアプローチをとっているため、そのような兵器の問題についての多くの提案を調整することには成功しなかったと述べた。この問題に関する第六提案 (CDDH/IV/206/Rev. 1. 上の一五(6)を見よ) ——オーストラリア、デンマーク及びオランダが共同提案——が、詳細な討議に有益な基礎を提供したとする作業部会の報告書における声明に関し、この点についてさえも、意見のくいちがいがあったこと、つまり、若干の代表団は、提出されたすべての提案を将来の討議にとって有益な基礎とみなしていたのに対して、他の代表団は、まず第六提案のような、より穏当な提案に集中して審議する方が、将来の作業のため有益であろうと考えていた、と報告者は説明した。

第六提案の共同提案国は、多くの国が支持したこの提案が、近い将来、この問題についての協定のための基礎として役立つようにとの希望を表明した。他方では、共同提案国は、この提案に対する修正案 (CDDH/IV/GT/7) のもつ意味合いを検討したいと

付言した(上の二〇を見よ)。

しかし、若干の代表団は、第六提案(CDDH/IV/206/Rev. 1)が十分なものでなうと、唯一の満足のいく解決は、CDDH/201, 208 と 223 (上のBを見よ)で提案されている禁止の如く、少しの例外を除いた焼夷兵器の使用の全面禁止であると強調した。彼らは、コロンボで開催された第五回非同盟諸国首脳会議(A/31/1977 付録四、決議一二を見よ)でのアビール、及び国連総会での焼夷兵器の使用禁止にむけて、作業を促進するようにとの要請に対し、適切に留意されるべきであるとするとするならば、こういっただすべての提案は、将来の討議の場において慎重に考慮されねばならないと主張した。彼らの見解によると、文民も戦闘員も、焼夷兵器の使用制限のみを含んだ提案では、十分に保護されないのである。

(d) 気体爆弾 (FAEs)

アメリカ合衆国の代表団は、作業部会ですでに述べていた通り、諸国が気体爆弾の如き兵器の使用を、地雷原のような軍事目標破壊の場合を除いてやめなければならぬとする、作業文書(CDDH/IV/GT/5)に含まれた、スウェーデンとスイスの提案に反対であるとの自国の立場について、さらにくわしい説明を付した。合衆国代表団の主張するところでは、合衆国が猿と羊——同国は、提案の共同提案国が述べた実験に用いられた小動物より、こちらの方を、人間により類似したものとみなしていた——を使用して行なった実験から、気体爆弾の致死率が、実質的には比較可能な高性能爆弾の致死率と同一であること、つまり、爆発中心地の外側を除き、ほぼ一〇〇パーセントに近いことがわかった。事実、高性能爆薬は、それらの破砕性効果から、より大きな苦痛を生ずるが、依然として誰一人それを禁止しようとはしていない、と代表団は続けて述べた。合衆国代表団は、自国のもつ証拠から、気体爆弾による死が即死に近いものであると主張し、これを非常に残酷なものとする提案の共同提案国の主張を疑問視した。

スウェーデンの代表団は、広く認められている比較方法を適用した結果、自国の一連の様々なテストで使用した小動物が、人間の代りとするには不適当な実験台であったことには同意しなかった。彼らは依然として、気体爆弾の爆裂特性が高性能爆薬のそれとは異なっており、気体爆弾による死は、しばしば、痛みの長びくかつ苦痛の多いものである、と考えていた。

若干のその他の代表団は、この問題について様々な代表団の提出した専門的情報に対し、感謝の意を表明した。そして、より一層の研究とその交換によって、一層広範囲な合意が得られるようにとの希望を明らかにした。

(e) 小口径投射物

小口径投射物の問題に関する二つの資料文書がアド・ホック委員会に提出された。それらは、(イ)オーストリア、スウェーデン及びスイスが行なった共同実験について述べた、それら三国の共同文書 (CDDH/IV/Inf. 237) と、(ロ)一連の実験について一層詳細に述べたスウェーデンの文書 (CDDH/IV/Inf. 242) である。スウェーデンはまた、作業部会に対し、小口径投射物 (上の二四を見よ) の使用に若干の制限を求めた提案 (CDDH/IV/GT/6) を文書で提出した。この提案の提示に際し、スウェーデンの代表団は、投射物による損傷の程度を決定するに当って、回転、破裂及び激しい衝突の際の速度が重要であることがテストの結果から判明した、と強調した。それ故、同代表団は、作業部会にこのような特性を有する投射物の開発、生産及び使用の禁止を求める提案を提出したのであった。

アド・ホック委員会の最終会議で、合衆国代表団は、スウェーデン代表団の述べた実験で用いられた科学的方法及び手続を、詳細にわたって批判した。また、その実験結果が、そこから導きだされた結論とスウェーデンの文書 (CDDH/IV/GT/6) 中に含まれているそれらの結論に基づいてなされた勧告とをどうして根拠づけうるのか、重大な疑念を表明した。合衆国代表団は、この問

題に関し、より一層広い範囲にわたる研究が必要であることのみに同意した。

これに依えて、スウェーデンの代表団は、実験での科学的方法を弁護し、スウェーデンは、現在使用されている若干の投射物の特性を、ダムダム弾のそれに類似したものとみなしたため、自国の提案を、展開性小銃弾の使用を禁止した一八九九年の宣言⁽⁵⁾にならったものであると指摘した。スウェーデンの代表団は、次の世代の小型兵器が生産される前に——おそらく、それは数年内であろう——一層の研究が共同で行なわれなければならないと主張した。

(5) Carnegie Endowment for International Peace, *The Hague Conventions and Declarations of 1899 and 1907* (New York, Oxford University Press, 1915).

外交会議の、通常兵器に関する作業の追跡調査問題の討議も、第八六条の二案が第一委員会⁽⁶⁾で採択された(上の三六を見よ)後、再びアド・ホック委員会の最後の三回の全体会議で開始された。アド・ホック委員会の初期の討議で、すでにその意見を述べた若干の代表団は、再び同じ線に沿った意見を述べた。この問題に関する決議案(CDDH/Inf. 240)の四カ国共同提案国の一つであるイギリスの代表団は、第八六条の二の採択を遺憾とし、次のような主張を行なった。すなわち、この条項が存続する限り、追跡調査問題についてのいかなる意義深い討議も、これに先取りされてしまうであろう、と。同代表団は、提案された決議の共同提案国に、その提案についての討議と交渉の用意はあるが、第八六条の二が外交会議の本会議で否決されない限り、どのようにすればそれらを行ないうるのかわからない、と強調した。彼らは、コンセンサスが求められるべきであり、また、票決という方法によって、一つの見解をおしつけるべきではないと強く述べた。

第八六条の二を共同提案はしなかったが、それに賛成票を投じた若干の代表団は、その弁護を行なった。一代表団は、この条項

に関する意見の相違が、外交会議での小口径投射物の問題に関するすべての討議を通じて明らかになった根本的相違——つまり、通常兵器の使用制限は、それらの代表団の考えているように人道法の範囲内でなされるべきか、それとも、他の討議場で追求せられるべきか、の違い——を反映していると主張した。これら代表団は、この決議案 (CDDH/Int. 240) が、軍縮及び一般的合意 (すなわち、コンセンサス) に言及していることに注目し、多くの代表団の見解によれば、どういったアプローチでは、成果は得られず、人道法の枠内での民主的アプローチの採用が必要であると主張した。第八六条の二に賛成票を投じた他の代表団は、その条項を、この問題に関する決議の補足を行なうものとみなしていた。なぜなら、それが、この問題の長期にわたる検討を扱ったものであるからであった。しかし、この代表団は、コンセンサスがその欠点にもかかわらず、正しい政策であると考えていたので、すべての国に受けいられうる何らかの中道の立場が見出されることを望んだ。その他の第八六条の二の支持国も、同様の見解を表明し、すべての諸国が参加できるような、外交会議と同じ基盤にたった追跡調査会議を国連が召集できると示唆した。

三九 一九七七年五月二七日、アド・ホック委員会は、その報告書 (CDDH/IV/225; CDDH/408 により修正された) をコンセンサスで承認した。

E 外交会議第四会期における審議

四〇 一九七七年五月二四日、外交会議は、アド・ホック委員会の報告書 (CDDH/IV/225; CDDH/408 で修正) を審議し、コンセンサスでこれを承認した。本会議では、通常兵器の使用制限に関し、直接実質的討議は何らなされなかったが、この問題について将来とらえられるべき行動という問題、つまり、追跡調査が広く審議された。

四一 一九四九年のジュネーブ諸条約に対する第一追加議定書案の違反行為の中にあげられた行為——これに対しては、軍人に人道的理由で使用の禁止又は制限の対象となる焼夷兵器その他の特定通常兵器 (二〇九 (五四七))

責任があるとされる(第七四三条案)——に、ダムダム弾、並びに化学生物兵器の使用を含めるべきであるとのフィリピンの提案も討議されたが、これは否決された。これら二つの問題については、本会議で審議された順序に従って、以下で検討を加える。

1 ダムダム弾に関するフィリピンの發議

四二 一九七七年七月二六日、フィリピンの代表団は、本会議に、第一議定書第七四三条案(一九四九年のジュネーヴ諸条約及び追加議定書に対する若干の違反行為の抑止を扱っている)の修正案を提出したが、これは、軍人自身に責任があるとみなされる違反行為のリストの中に、「國際条約で禁止されている兵器——すなわち、人体内で直ちに展開し偏平化する小銃弾、窒息性ガス、毒性ガスまたはこれらに類するガス及びこれらと類似のすべての液体、物質、又は考案、及び細菌学的戦争手段——の使用」を含めようとしたものであった(CDDH/IV/48)。フィリピンの代表団は、展開性小銃弾の使用を禁止している一八九九年のハーグ宣言⁽⁶⁾、または一九二五年ジュネーヴで署名された窒息ガス、毒性ガスまたはこれらに類似するガス、及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書⁽⁷⁾(これらは、通常兵器とみなされないため、本報告書には関連がない)のいずれかから引用したものであると指摘した。フィリピンの代表団によると、彼らは以前、第一委員会に類似の提案を提出したが、本会議でこの問題に関するコンセンサスを求めるために、それを撤回したのであった。

(6) 前掲書。

(7) *League of Nations, Treaty Series, Vol. XCIV (1929), No. 2138, p.65.*

四三 しかしながら、本会議の討議では、多くの軍事先進国の代表団が、この提案の基礎となっている國際協定を認めながらも主にこのような兵器がはっきりと定義されておらず、かつこの修正案により、そうでなければ認められる復仇行為が禁止されることになるとの理由から、これら兵器の使用を、重大な違反行為として列挙することには反対であることが明らかになった。このよ

うな状況の中で、他の代表団は、幅広い合意の得られない議定書規定を支持できないと主張した。慎重な討議の末、この提案はロールコールによる投票で、賛成四一、反対二五、棄権二五で否決された。

2、追跡調査問題

四四 外交会議の本会議における第八六条の二案についての審議に先立ち、通常兵器の使用制限における将来の行動に関する二つの附属決議案が、本会議の審議のために提出された。一つ(CDDH/IV/411)は、第八六条の二案を支持する諸国(アルジェリア、オーストリア、コロンビア、エジプト、クウェート、メキシコ、ニカラグア、ナイジェリア、ルーマニア、スウェーデン、スイス及びユーゴスラヴィア)により共同提案されたものであり、同条案の補足をなすものと考えられた。また、もう一つ(CDDH/VI/423)は、ドイツ民主共和国、ポーランド、ソビエト連邦及びアメリカ合衆国により共同提案されたものであって、これらの国により第八六条の二案のより受け入れ可能な代案とみなされた。第一決議案は、以前カナダ、デンマーク、ドイツ連邦共和国及びイギリス(CDDH/Inf. 240、後にCDDH/428として発表された)が提出した提案と同じく、国連総会を通じて追跡調査を行なうとするものであったが、遅くとも一九七九年までに追跡調査会議を開催するように主張した点で、一層具体的な提案であった。他方、四カ国提案は、諸国間の協議を通じてのみそのような会議を招集するよう求めたものであったが、早い時期に開催されるよう勧告した。また、一又はそれ以上の協定を早期に締結するために、これから六カ月の間に、これ問題に関する共同決定を行なうよう、すべての諸国に求めていた。

四五 本会議における第八六条の二案についての詳細な討議では、第一委員会以前に述べられた主張がすべてくり返された。この条項に反対する諸国は、決議によって望ましい目的がより効果的に達成されること、及び自国側の反対を無視して第八六条の二を押しつけることは、そのような決議の将来の審議を事実上不可能にするであろうとの見解を、附加的に強調した。フランス

とソ連の代表団は、たとえ第八六条の二案が承認されたとしても、自国がそれに拘束されるとは考えないであろうという趣旨の声明を發表した。

四六 この問題を決定するためのロールコール投票において、第八六条の二案については、賛成五九、反対三二、棄権一〇という結果になった。必要な三分の二の多数が得られなかったため、その条項は採択されなかった。

四七 第八六条の二案の否決にかんがみて、追跡調査を扱っている三決議案の共同提案国の代表団の間で、慎重な協議が行なわれ、その結果、これら決議のそれぞれに含まれている若干の要素を含んだ一つの決議案について、幅広い合意が得られた。この問題に関する他のすべての決議案は撤回された。一九七七年六月七日、本会議に提出された新決議案 (CDDH/441 and Add. 1) の共同提案国は次の通りであった。オーストリア、カナダ、デンマーク、エジプト、フィンランド、ギリシア、クウェート、メキシコ、オランダ、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、ルーマニア、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカ合衆国、ヴェネズエラ及びユーゴスラヴィア。

四八 前文に対してあまり重要ではない修正 (共同提案国はこれに同意した) が口頭で行なわれた後、六月九日、この決議案がコンセンサスにより採択され、決議第二二 (8) (VI) として、外交会議の最終議定書の中に付属せしめられた。

(8) 決議第二二 (IV) の本文については、付録二を見よ。

四九 決議第二二 (V) により、外交会議は以下のことを決定した。まず、アド・ホック委員会の報告書 (CDDH/IV/225, CDDH/408 で修正された) 及び同委員会に提出された諸提案 (CDDH/IV/218 を見よ) を、外交会議に出席した諸国政府と国連

事務総長に送付すること、これらの文書及びその他関連の報告書に慎重かつ早急な考慮が払われるよう要請すること、若干の特定通常兵器の使用制限及びそのような協定と将来の協定の審議のための検討機構について合意に達するため、一九七九年以前に、政府会議が召集されるよう勧告すること、またそのために、国連総会が第三二会期でこの問題の審議を行なうに先立って、政府会議の準備に関する合意に達するために、協議が行なわれるよう要請すること、この目的のために、一九七七年九月から一〇月にかけて、すべての関心ある政府の協議会が召集されるよう勧告すること、さらに、その協議会に参加する諸国が、外交会議のための準備委員会設立を審議するよう勧告すること、及び、総会第三二会期に対し、前記協議の結果に照らして、一九七九年に会議を開催するために必要な措置をとるよう要請すること、であった。

五〇 この決議案 (CDH/441 and Add. 1) の提出に際し、スウェーデンの代表は、若干の特定通常兵器の使用制限について外交会議でいかなる決定も行なわれなかったことに対して失望の念を表明し、この失望の念は、二つの主要な軍事同盟以外のほとんどの諸国に共通のものであると主張した。しかし、同代表団は、この決議案が、外交会議でなされた進歩が近い将来さらに推進せしめられうる可能性をこの決議が提供している旨指摘した。メキシコとスペインの代表団も同様の見解を表明した。スリ・ランカの代表団は、提案されている一九七七年末の協議会が、ニューヨークの国連本部で開催されるよう希望した。

五一 コンセンサスによるこの決議の採択の後に行なわれた声明の中で、ブラジル、フランス及びソ連を含む多くの諸国は、協調の精神の下に、この決議に対するコンセンサスに反対しなかったが、もし、投票に付されていたなら、棄権していたであろうと強調した。ブラジルとフランスの代表団は、その決議が、この問題の将来の決定でとられる方法を予断したものだと言張した。ソ連の代表団は、そこに述べられている目的を考慮して一九七九年に会議を開催するよう勧告している決議第三項、及び国連総会に対して第三二会期において要求された措置をとるよう要請している第七項に対して、特に反対である旨、述べた。ソ連代表団は

また、兵器の使用制限の問題は、軍縮の全般的枠組の中で、且つこの目的のために設立されたそれに相応しい討議場でのみ決定されるものである、との基本的立場をくり返した。

付 録 一

「通常兵器に関するアド・ホック委員会の作業部会——オーストリア、デンマーク、フランス、メキシコ、オランダ、イギリス、スペイン、スウェーデン及びスイスの提出した地雷と擬装兵器に関する諸提案

1 適用 範囲

これらの提案は、地上の武力紛争で、ここで定義されている地雷その他の装置を使用することに関するものである。それらは、海上又は内陸水路にある対船地雷の使用については適用がないが、上陸、水路横断又は河川横断を阻止するために敷設される地雷には適用がある。

2 定 義

この提案の適用上、

- (1) 「地雷」とは、地下、地上若しくはその近く、または、その他表面下、表面上若しくはその近くに設置され、直接的行動により、人若しくは車両のある所、または、その付近を爆発するように設計された爆発性弾薬又は焼夷弾薬をいう。
- (2) 「爆発性及び非爆発性装置」とは、人が明らかに無害な対象に接触したりそれに近づいたり、又は明らかに安全な行為を行なっている時に、その人を殺りく、損傷させる目的で特に設計され製作された、手で設置できる装置をいう。
- (3) 「遠隔散布地雷」とは、一〇〇〇メートル以上の範囲で、大砲、ロケット、曲射砲若しくは類似の手段で散布され、又は、

航空機から投下されるすべての地雷をいう。

(4) 「軍事目標」とは、その性質、場所、目的又は使用により、軍事活動に有効な貢献をなすもので、且つ、その時の状況においてその全部又は一部の破壊、捕獲又は無力化が明確な軍事的利益をもたらすものをいう。

3 地雷原、及び他の装置の位置の記録

(1) 紛争当事国は、次のものの場所を記録しなければならない。

(a) 紛争当事国が敷設した、すべての事前計画による地雷原。及び、
(b) 爆発性及び非爆発性装置を、広範囲且つ事前計画によって使用したすべての地域。

(2) 当事国は、その場所に敷設又は設置した、他のすべての地雷原、地雷及び爆発性及び非爆発性装置の位置を、確実に記録するよう努めなければならない。

(3) そのような記録はすべて、当事国により保管されねばならず、敵国が支配する領域に残っている記録されたすべての地雷原、地雷及び爆発性及び非爆発性装置の位置は、現実の敵対行為が停止した後、公表されなければならない。

4 遠隔散布地雷の使用に関する制限

遠隔散布地雷の使用は、次の場合を除き、禁止される。

(a) このような地雷が、有効な無害化装置、すなわち、地雷が設置された軍事的目的に、もはや役立たなくなると予想される場合に、地雷を無害化するか又は自滅するように設計された自己作用又は遠隔操縦機構を装備している場合。又は、

(b) 地雷が散布されている地域が、一般住民に警告を与えるため、ある一定の方法で標示されている場合。又は、
且つ、いずれの場合でも、遠隔散布地雷は軍事目標を含む地域内でのみ用いられる。

人道的理由で使用の禁止又は制限の対象となる焼夷兵器その他の特定通常兵器 (一)

5 居住地域における地雷その他の装置の使用に関する制限

- (1) この提案は、殺傷又は損害を目的として設計され、一定時間経過後に遠隔操作によるか、又は自動的に作動する地雷（遠隔散布〔対戦車〕地雷以外のもの）、爆発性及び非爆発性装置、並びに手で設置でき他の弾薬及び装置に適用する。
- (2) 地上兵力間の戦闘が行なわれていないか、もしくは差し迫っていないようなすべての市町村、その他類似の文民密集地域を含む地域において、この提案の適用をうけるすべてのものを使用することは禁止される。但し、次のいずれかの場合はその限りではない。

- (a) それらが敵国に属する、または、その支配下にある軍事目標の上、又はその直近地域に設置せられている場合。又は、
- (b) その効果から文民を保護するための有効な予防措置が講ぜられている場合。

6 若干の爆発性及び非爆発性装置の使用

- (1) いかなる場合にも、以下の物の使用は禁止される。

- (a) 爆発性物質を包含し、且つ、接触され又は接近された場合に爆発するように、特に設計され組み立てられたすべてのの外見上無害な携帯物。〔又は、

(b) 場合によっては、例えば、犠牲者に対するつき刺し、くし刺し、破碎、窒息、感染、毒殺による殺害又は重大な傷害（過度の損傷又は不必要な苦痛を含む）を目的として設計され、また、人が外見上無害な物に接触したり又はそれに近づいたり、外見上安全な行為を遂行している際に、機能するようなすべての非爆発性装置又は物質。〕

- (2) いかなる場合にも、次のようなものに、何らかの方法で、とりつけられているか、連結されている爆発性及び非爆発性装置の使用は禁止する。

- (a) 国際的に承認された保護標章、標識又は信号。
- (b) 病者、傷者又は死者。
- (c) 埋葬、火葬用地又は墓。
- (d) 医療施設、医療設備、医療供給品又は医療輸送。
- (e) 子供の玩具
- (f) 「食料及び飲料。」又は、
- (g) 明らかに宗教的性質の物。

付 録 二

若干の通常兵器の使用禁止又は制限に関する追跡調査についての外交会議決議第二(IV)

一九七四年から一九七七年にかけてジュネーブで開催された、武力紛争において適用される国際人道法の再確認と発展に関する外交会議は、

一九七四、一九七五、一九七六、及び一九七七年に、都合四回の会期をジュネーブで開催し、武力紛争及び戦闘の手段と方法に関する新しい人道的規則を採択したので、

過度の損傷を生ずるか無差別な効果をもつように思われる兵器を含む、特定通常兵器の使用を、人道上の理由から、禁止又は制限することについて、合意に達することができれば、一般住民及び戦闘員の危害は激減するであろうと確信するので、

人道上の理由からの特定通常兵器の使用禁止又は制限の問題が、外交会議の全四会期における通常兵器に関するアド・ホック委員会、及び一九七四年ルツェルン、^(a)そして一九七六年にはルガノ^(b)で赤十字国際委員会主催の下に開催された若干の通常兵器の使用

人道的理由で使用の禁止又は制限の対象となる焼夷兵器その他の特定通常兵器 (一) 二一七 (五五五)

に關する政府専門家會議での實質的な討議においての主題であったことを想起するので、

この点に關しての国連總會での討議と関連決議、及び国家、政府の諸首脳による訴えを思い起すので、

これら一連の討議から、その第一次効果がレントゲン光線による発見が不可能な破片での損傷にあるような通常兵器の使用禁止が望ましいという点に、合意が存在すること、及び、地雷と擬装兵器に關しては、意見の一致する幅広い領域があるという結論に達したので、

ナバーム弾を含む焼夷兵器の使用を禁止又は制限することが望ましいという点についての異なった見解を、一層せよめることに努力を費したので、

また、小口径投射物及び若干の爆裂破砕性兵器のような、他の通常兵器の使用の効果を考慮し、かつ、そのような兵器の使用禁止又は制限の実現可能性について審議を開始したので、

明らかに人道上の考慮から、この作業の継続と早急な遂行が重要であると認めるので、

ここまで認められている意見の一致した領域の上に、一層の研究がなされ、その中に、それ以上に意見の一致する領域の追求が含まれるべきであること、そして、それぞれの場合に、広い範囲にわたる実現可能な合意が求められねばならないと確信するので、

1 「武力紛争において適用される国際人道法の再確認と発展に關する外交會議」に出席した諸国政府及び国連事務総長に対し 通常兵器に關するアド・ホック委員会の報告書と、同委員会に提出された諸提案^(d)を送付することを決議する。

2 これら文書及びブルツェルンとルガノで開催された若干の通常兵器の使用に關する政府専門家會議の報告書について、早急に慎重な審議を行なうよう要請する。

3、以下の点で合意に達するために、少なくとも一九七九年までに政府會議が召集されるよう勧告する。

(a) 人道上及び軍事上の問題を考慮に入れて、過度の損傷を生じ又は無差別な効果をもつように思われる兵器を含む、特定

通常兵器の使用を禁止又は制限することについての協定。

(b) すべてのそのような協定の検討機関及び将来の協定のための諸提案の審議機関についての協定。

4 国連総会第三二会期におけるこの問題の審議に先立ち、会議の準備のためとられるべき措置について合意に達するために、協議を行なうよう要求する。

5 この目的のため、一九七七年の九月から一〇月にかけて、関心あるすべての政府による諮問会議を開催するよう勧告する。
6 さらに、これら協議に参加する諸国は、特に会議において、この決議に述べられているような合意を達成するための、最も実現可能な基礎を確立しようとする準備委員会の設立を審議するよう勧告する。

7 国連総会第三二会期に対し、この決議の第四項により行なわれる協議の結果に照らして、一九七九年までに政府会議を開催するために必要な措置をとるよう要請する。

(a) 第一会期の報告書については、*Conference of Government Experts on the Use of Certain Conventional Weapons* (International Committee of the Red Cross, Geneva, 1975) を見よ。

(b) 第二会期の報告書については、*Conference of Government Experts on the Use of Certain Conventional Weapons* (International Committee of the Red Cross, Geneva, 1976) を見よ。

(c) CDDH/IV/225, CDDH/408, などを修正された。

(d) CDDH/IV/218, を見よ。

(完)